定　　款

特定非営利活動法人ケアサービスいずみ

目　次

第１条　（名称）
第２条　（事務所）
第３条　（目的）
第４条　（特定非営利活動の種類）
第５条　（事業）
第６条　（種別）
第７条　（入会）
第８条　（入会金および会費）
第９条　（会員の資格の喪失）
第１０条　（退会）
第１１条　（除名）
第１２条　（拠出金の不返還）
第１３条　（種類および定数）
第１４条　（選任等）
第１５条　（職務）
第１６条　（任期）
第１７条　（欠員補充）
第１８条　（解任）
第１９条　（報酬等）
第２０条　（種別）
第２１条　（総会の構成）
第２２条　（総会の権能）
第２３条　（総会の開催）
第２４条　（総会の招集）
第２５条　（総会の議長）
第２６条　（総会の定足数）
第２７条　（総会の議決）
第２８条　（総会での表決権等）
第２９条　（総会の議事録）
第３０条　（理事会の構成）
第３１条　（理事会の権能）
第３２条　（理事会の開催）
第３３条　（理事会の招集）
第３４条　（理事会の議長）
第３５条　（理事会の議決）
第３６条　（理事会の表決権等）
第３７条　（理事会の議事録）
第３８条　（構成）
第３９条　（区分）
第４０条　（管理）
第４１条　（会計の原則）
第４２条　（会計区分）
第４３条　（事業年度）
第４４条　（事業計画および予算）
第４５条　（暫定予算）
第４６条　（予備費）
第４７条　（予算の追加および更正）
第４８条　（事業報告および決算）
第４９条　（臨機の措置）
第５０条　（定款の変更）
第５１条　（解散）
第５２条　（精算人の選択）
第５３条　（残余財産の帰属）
第５４条　（合併）
第５５条　（公告の方法）
第５６条　（事務局の設置）
第５７条　（職員の任免）
第５８条　（組織および運営）
第５９条　（細則）

附則１
附則２

特定非営利活動法人ケアサービスいずみ定款

第１章　総則

第１条　（名称）

この法人は、特定非営利活動法人ケアサービスいずみという。

第２条　（事務所）

この法人は事務所を東京都福生市に置く。

第３条　（目的）

この法人は、東京都西多摩地域およびその周辺の高齢者、障害者等に対して、在宅サービスに関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

第４条　（特定非営利活動の種類）

この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)　保健、医療または福祉の増進を図る活動

第５条　（事業）

この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1)　在宅福祉サービス

(2)　障害者福祉サービス事業

(3)　福祉に関する学習

(4)　相談活動

(5)　その他、この法人の目的達成に必要な活動

第２章　会員

第６条　（種別）

この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員：この法人の目的に賛同して入会した第５条の事業を実施する個人および団体

(2)　一般会員：この法人の目的に賛同して入会した第５条の事業を利用する個人

(3)　賛助会員：この法人の事業を援助する個人および団体

第７条　（入会）

正会員は、この法人を担う一員として自覚を持ち、活動に協力しなければならない。

2. 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3. 理事長は前項の申し込みがあったとき、そのものが第１項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4. 理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第８条　（入会金および会費）

正会員および一般会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

第９条　（会員の資格の喪失）

正会員および一般会員が次の各号のひとつに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 正会員が退会届を提出したとき

(2) 本人が死亡し、または正会員である団体が消滅したとき

(3) 正会員が継続して２年以上会費を滞納したとき

(4) 第６条の規定に該当しなくなったとき

(5) 除名されたとき

第１０条　（退会）

正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第１１条　（除名）

正会員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款および別に定める規則等に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第１２条　（拠出金品の不返還）

既納の入会金および会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章　役員

第１３条　（種別および定数）

この法人に次の役員を置く。

(1) 理事　３人以上１０人以内

(2) 監事　１人

2. 理事のうち、１人を理事長とする。

第１４条　（選任等）

理事および監事は、総会において選任する。

2. 理事長は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が１人を越えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者もしくは三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を越えて含まれることになってはならない。

4. 法第２０条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

5. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

第１５条　（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長に事故あるとき又は理事長がかけたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業

務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

第１６条 （任期）

役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第１７条 （欠員補充）

理事または監事のうち、その定数の３分の１を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第１８条 （解任）

役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第１９条 （報酬等）

役員はその総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章 会議

第２０条 （種別）

この法人の会議は、総会および理事会の２種とする。

2. 総会は、通常総会および臨時総会とする。

第２１条 （総会の構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第２２条 （総会の権能）

総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更
(2)　解散および合併
(3)　事業計画および収支予算ならびにその変更
(4)　事業報告および収支決算
(5)　役員の選任または解任、職務および報酬
(6)　入会金および会費の額
(7)　借入金（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。第４９条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
(8)　その他運営に関する重要事項

第２３条　（総会の開催）

通常総会は、毎年１回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の２分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3)　監事が第１５条 第４項 第４号の規定に基づいて招集するとき。

第２４条　（総会の招集）

理事長は、前条第２項 第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第２項 第１号および第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

第２５条　（総会の議長）

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第２６条　（総会の定足数）

総会は、正会員の３分の１以上の出席がなければ開会することができない。

第２７条　（総会での議決）

総会における議決事項は、第２４条 第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第２８条　（総会での表決権等）

各会員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決および表決を委任した正会員は、前２項の規定の適用については出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わること

ができない。

第２９条　（総会の議事録）

総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時および場所

(2)　正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3)　審議事項

(4)　議事の通過の概要および議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2.　議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人２名が、記名押印または署名しなければならない。

第３０条　（理事会の構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第３１条　（理事会の権能）

理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第３２条　（理事会の開催）

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

第３３条　（理事会の招集）

理事会は、理事長が招集する。

2.　理事長は、前条第２号の場合にはその日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

3.　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも３日前までに通知しなければならない。

第３４条　（理事会の議長）

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第３５条　（理事会の議決）

理事会における議決事項は、第３３条 第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2.　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第３６条　（理事会の表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2.　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につ

いて書面をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第３７条　（理事会の議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時および場所
(2)　理事総数、出席者および出席者氏名（書面表決者がある場合にあっては、その数を付記すること）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要および議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人２名が、記名押印または署名しなければならない。

第５章　資産

第３８条　（構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産
(2)　入会金および会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生じる収入
(5)　事業に伴う収入
(6)　その他の収入

第３９条　（区分）

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

第４０条　（管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が別に定める。

第６章　会計

第４１条　（会計の原則）

この法人の会計は、法第２７条の原則に従って行われなければならない。

第４２条　（会計区分）

この法人の会計は、次のとおり区分する。

(1)　特定非営利活動に係る事業会計

第４３条　（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第４４条　（事業計画および予算）

この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第４５条　（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第４６条　（予備費）

予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第４７条　（予算の追加および更正）

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

第４８条　（事業報告および決算）

この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支決算書など決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第４９条　（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または、権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散および合併

第５０条　（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数による議決を経、且つ、法第２５条 第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第５１条　（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産
(6)　所轄庁による設立の認証の取り消し

2. 前項第１項の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の過半数による議決を経なければならない。
3. 第１項 第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第５２条　（清算人の選択）

この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

第５３条　（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、東京都に譲渡するものとする。

第５４条　（合併）

この法人が合併しようとするときは、正会員総数の過半数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

第５５条　（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行なう。

第９章　事務局

第５６条　（事務局の設置）

この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

第５７条　（職員の任免）

事務局長および職員の任免は、理事長が行う。

第５８条　（組織および運営）

事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１０章　雑則

第５９条　（細則）

この定款の施行および事業実施についてその他必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則 1

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条 第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成１２年４月１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第４３条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成１２年３月３１日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の入会金、会費および広報紙代は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金　　２０００円

(2) 月会費　正会員　　１０００円

(3) 広報紙代　　１０００円

別表　設立当初の役員

役職名	氏　名	役職名	氏　名	役職名	氏　名
理事長	土井 美智子	理　事	福岡 洋子	理　事	吉崎 頼子
副理事長	宇田川 昭子	理　事	高橋 洋一	理　事	檀野 美智子
副理事長	野口 利男	理　事	四宮 リエ	監　事	中屋 玄子
理　事	入山 喜代美	理　事	堀口 忠彦		

この定款は、平成１２年４月１日から施行する。

平成１２年　４月２９日　変更　(総会開催日なので認証の日付ではない)

平成１７年　６月１５日　変更

平成１９年　１月１１日　変更

平成２５年　６月２２日　変更

平成３０年　６月２３日　変更

令和　元年１１月　１日　変更

この定款は原本と相違ありません。

特定非営利活動法人ケアサービスいずみ

理事長　吉 田 将 司 [redacted]